

公益社団法人 荒川法人会 源泉部会 軽減税率制度研修会

源泉部会では、下記の通り、「消費税の軽減税率制度研修会」を企画いたしました。
さて、いよいよ10月1日より消費税率が10%に引き上げられ、軽減税率が導入されます。
軽減税率制度は、すべての事業者に関係してくる制度です。飲食料品取扱い（販売）がない事業者の方についても、仕入や経費（例えば、会議費や交際費など）に飲食料品があれば、仕入や経費を税率ごとに「区分経理」することになります。

今回の研修は、制度の内容や対策等を分かりやすくご説明いたします。
多くの皆様のご参加をお待ちしております。



記

■講義内容：演題 「消費税の軽減税率制度について」
講師 荒川税務署 法人課税第1部門
高梨審理上席様

■日時：令和元年10月10日（木）14:00～15:30（受付開始13:45～）

■場所：荒川法人会館 3階会議室（荒川区西日暮里6-7-6）

■定員：50名（定員になり次第締切）

■受講料：無料（一般の方も無料で参加いただけます！）

一般公開

■申込み：下記申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込み下さい

■お問い合わせ：荒川法人会 事務局 電話 03-3893-9836

■主催：公益社団法人 荒川法人会 源泉部会

（公社）荒川法人会 FAX 03-3810-1385

（お電話でのお申込みは荒川法人会事務局 Tel 3893-9836へ）

（公社）荒川法人会 宛

10/10（木）「源泉部会軽減税率制度研修会」申込書

事業所名		電話	
住所		区分	会員 / 一般（いずれかに○印をお付け下さい）
氏名	①	②	

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、各種情報提供の目的のみに使用いたします。

※当会から連絡がない限り受講可能ですので、当日直接会場へお越しください。